（その１）

収　支　報　告　書

全団体必要様式

8.5.18

令和　7　年分
（令和　年　月　日開催分）

（ふりがな）

1　政治団体の名称　重松 たかみ 後援会

2　主たる事務所の所在地　鳥栖市 原町 987 番地 5

3　代表者の氏名　重松 忠

4　会計責任者の氏名　重松 忠

事務担当者の氏名　重松 忠

（電話）090-7463-4038

（電話）

（電話）

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ 政党の支部	☑ その他の政治団体
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
☐ 有	
☑ 無	
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者の氏名	~~重松 孝文~~

国会議員関係政治団体の区分	
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	重松 孝文
公職の種類	衆議院議員候補者

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

備考１．「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「☐」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
２．「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合にのみ記載すること。
３．「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、１月１日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
４．「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「☐」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
５．「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
６．「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、１月１日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

全団体必要様式

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額　A			379	400
（前年からの繰越額）				0
（本年の収入額）			379	400
支出総額　B				57
翌年への繰越額　A－B				0

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0

(2) 寄附	金額 十億	百万	千	円	備考
ア 寄附（イを除く。）の区分					
(ア) 個人からの寄附			374	000	
（うち特定寄附）				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計　(ア)＋(イ)＋(ウ)			374	000	
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計　（ア＋イ）			374	000	

（その３）

(3)　機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
ワークショップ参加費	5千4008円	R7.9月11日
この頁の小計	5400	
合計	5400	

備考　１．機関紙誌の発行その他の事業による収入については、その事業の種類及び当該事業の種類ごとの年間の収入金額を記載すること。

２．「事業の種類」欄には、機関紙誌の発行事業にあっては、事業の種類を「甲機関紙」、「乙機関雑誌」というように細分した上で記載。その他の事業にあっては「○○○事業」というように記載すること。

（その６）

(6) その他の収入

摘　　要	金　　額												備　　考
			十億			百万			千			円	
佐賀共栄銀行預金利子											5	7	R7、8月9日
この頁の小計											5	7	
１件１０万円未満のもの													
合　　計											5	7	

備考　１．１件当りの金額（数回にわたってなされたときは、その合計金額）が、10万円以上のものについて、その基因となった事実並びにその金額及び年月日を記載し、１件当りの金額が10万円未満のものについては一括してその合計金額を記載すること。
２．「摘要」欄には、その基因となった事実を具体的に記載すること。
３．「備考」欄には、年月日を記載すること。

（その７）

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
吉田信家	十億 百万 1 0 0 0 0 0 円	R7.6.17	三養基郡基山町大字宮浦1203-1	会社役員	
斎藤迅瑛	1 0 0 0 0	R7.6.21	鳥栖市江島町2226-2	会社員	
北川博昭	2 0 0 0 0	R7.6.23	佐賀市大和町東山田1159-2	契約社員	
松本とし子	1 0 0 0 0 0	R7.6.23	兵庫県西宮市楽師町10-27	自営業	
古賀克幸	2 0 0 0 0	R7.6.29	佐賀市開成6-6-28	自営業	
山本照薫	1 0 0 0 0 0	R7.8.8	三養基郡上峰町防所2580-1	会社経営	
近藤洋子	1 0 0 0 0	R7.9.23	鳥栖市本町1-894		
近藤洋子	1 0 0 0 0	R7.10.9	鳥栖市本町1-894		
この頁の小計	3 7 0 0 0 0				
その他の寄附	4 0 0 0				
合計	3 7 4 0 0 0				

備考
1. 同一の者からの寄附で、その金額の合計額が、年間５万円を超えるものについては、その寄附をした者ごとに、その者の氏名、住所及び職業（団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。以下同じ。）、当該寄附の金額及び年月日並びに寄附者が上場・外資50%超会社（法第22条の５第１項本文に規定する者であって同項ただし書に規定する日本法人をいう。4において同じ。）であるときはその旨を該当欄に記載すること。なお、年間５万円以下の寄附についても必要に応じ報告してもさしつかえないものであること。
2. 寄附は、「個人からの寄附」、「法人その他の団体からの寄附」又は「政治団体からの寄附」に分類し、それぞれ別葉とすること。なお、「寄附者の区分」欄には、これらの区分を記載すること。また、本部又は支部から供与された交付金に係る収入は、寄附には該当しないため、「政治団体からの寄附」に含めないこと。
3. 個人からの寄附のうち、特定寄附については、例えば、甲野太郎が資金管理団体の届出をした者である場合には、「寄附者の氏名」欄に「㊕ 甲野太郎」というように記載すること。
4. 法人その他の団体からの寄附のうち、上場・外資50%超会社からの寄附については、「備考」欄に「上場・外資50%超」というように記載すること。
5. 「その他の寄附」欄には、寄附のうち上記１により、その明細を記載したもの以外のものの合計金額を記載すること。

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目	金額	備考
	十億 百万 千 円	
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	0	
(4) 事務所費	0	
小計	0	
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	12,100	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費		
ア 機関紙誌の発行事業費	0	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	367,357	
(6) その他の経費	0	
小計	379,457	
合計	379,457	

備考　当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

（その15）

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳											項目別区分 組織活動費 （ 渉外費 ）			
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万		千		円				
この頁の小計														
その他の支出								1	2	1 0 0.				
合　　計								1	2	1 0 0				

備考　1．1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2．「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3．「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4．「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

（その15）

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分 寄附・交付金 （ 寄附 ）			
支出の目的	金					額							年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
寄附			十億			百万	3	6	7千	3	5	7円	R7.12.28	重松 貴美	倶栖市原町987番地5	
この頁の小計							3	6	7	3	5	7				
その他の支出												0				
合　　計							3	6	7	3	5	7				

備考　1．1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。

2．「項目別区分」欄には、様式（その13）(1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し（　）内には、その項目の費目を記載すること。（例「組織活動費（大会費）」）

3．「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4．「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

全団体必要様式

（その17）

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が１００万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が１００万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

全団体必要様式

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 5 月 18 日

政治団体の名称　重松たかみ後援会

会計責任者の氏名　重松 忠 ㊞

代表者の氏名（解散の場合のみ）

（備考）

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。

政治資金監査報告書

令和８年５月２６日

重松たかみ後援会
代表　重松　忠　殿

登録政治資金監査人　岩田育実
登　録　番　号　第　６３６２　号
研修修了年月日　令和８年３月19日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、重松たかみ後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、重松たかみ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

重松たかみ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

以　上